

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月25日

【会社名】 株式会社UMNファーマ

【英訳名】 UMN Pharma Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 平野 達義

【本店の所在の場所】 秋田県秋田市御所野湯本四丁目2番3号

【電話番号】 018-892-7411(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 橋本 裕之

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目14番30号

【電話番号】 045-595-9840(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 橋本 裕之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第19回新株予約権)
その他の者に対する割当 14,400,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
3,108,600,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,800,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	14,400,000円
発行価格	新株予約権1個につき8円(新株予約権の目的である株式1株につき8円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年6月13日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社UMNファーマ 財務部 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目14番30号
払込期日	平成28年6月13日(月)
割当日	平成28年6月13日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新橋支店

- (注) 1. 第19回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)については、平成28年5月25日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本新株予約権の買取契約(以下、「本新株予約権買取契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>行使価額は、平成28年6月13日(当日を含む。)から5価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう(以下、同じ)。本項に基づき行使価額が修正される場合、各5価格算定日の最終日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、行使価額は、修正日に先立つ連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が、 上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額(ターゲット価格)とし、 下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。上記の連続する5価格算定日の間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該連続する5価格算定日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとする。「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初2,835円とし、「下限行使価額」は当初945円とするが、いずれかの修正日において基準行使価額が3,780円(以下、「上限撤回価額」という。)を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。上限行使価額(ターゲット価格)、上限撤回価額及び下限行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度</p> <p>行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限及び上限</p> <p>「下限行使価額」は当初945円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初2,835円とするが、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。但し、上限行使価額(ターゲット価格)及び上限撤回価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限</p> <p>1,800,000株(発行済株式総数に対する割合は18.8%)</p> <p>6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)</p> <p>1,715,400,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、1,719円とする(以下、「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、平成28年6月13日(当日を含む。)から5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、修正日に、行使価額は基準行使価額に修正される。上記の連続する5価格算定日の間に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該連続する5価格算定日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとする。</p> <p>本項上記の規定に関わらず、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。</p> <p>上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額は本欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>3,094,200,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1. 本新株予約権の行使期間</p> <p>平成28年6月13日(当日を含む。)から平成28年10月24日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日まで以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数と同数の取引日が行使期間に追加されるように延長される。なお、本項但し書きに基づき追加される取引日は20取引日を上限とする。</p> <p>2. 市場混乱事由</p> <p>以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>株式会社UMNファーマ 財務部</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 新橋支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「(3) 資金調達方法の選択理由、[他の資金調達方法との比較]」に記載の通り、公募増資等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、EVOLUTION JAPAN証券株式会社より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下、「本スキーム」という。)は、下記「(3) 資金調達方法の選択理由」に記載のメリットがあることから、下記「(3) 資金調達方法の選択理由」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社は、製薬業界で培った開発経験とネットワークを駆使し、満足な治療法や製造技術のない領域にて、革新的な医薬品を迅速に開発することを会社のミッションに掲げ、平成16年4月に設立されました。一般的な創薬型バイオベンチャーにおいて重要な事業領域である「創薬」領域に加え、当社独自の製造プラットフォームを保有することにより、バイオ医薬品の製造という「製薬」領域も担うことのできるバイオファーマ企業であります。当社グループは、現在、組換えインフルエンザHA(注1)ワクチンを中心とした次世代のバイオ医薬品自社開発事業及びバイオ医薬品受託製造事業を主な事業としております。

バイオ医薬品自社開発事業においては、平成18年8月に遺伝子組換え手法を用いた独自のバイオ医薬品製造技術を保有する米国のProtein Sciences Corporation(以下、「PSC」という。)より、Baculovirus Expression Vector System(以下、「BEVS」(注2)という。)技術を用いたインフルエンザHAワクチンの日本国内における独占的な開発、製造及び販売権を取得、平成22年11月には、中国・韓国・台湾・香港・シンガポールにおける独占的事業化権を追加取得し、東アジア市場においても事業展開を開始いたしました。現在、「UMN-0502」(季節性組換えインフルエンザHAワクチン(多価)(注3)、以下、「UMN-0502」という。)、
「UMN-0501」(組換えインフルエンザHAワクチン(H5N1)(注4)、以下、「UMN-0501」という。))及び「UMN-0901」(組換えインフルエンザHAワクチン(H9N2)(注5)、以下、「UMN-0901」という。))の開発を進めております。また、平成24年2月に、フィンランドにあるタンペレ大学ワクチン研究センターのヴェシカリ教授及びブラゼビッチ博士より、ウイルス性胃腸炎の主な原因ウイルスであるノロウイルス及びロタウイルスに対する「UMN-2003」(組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチン)の全世界における独占的な事業化権を取得し、開発を進めております。この他ノロウイルスに対する「UMN-2002」(組換えノロウイルスVLP単独ワクチン、以下、「UMN-2002」という。))の開発を進めております。

平成22年9月に、アステラス製薬株式会社と国内におけるUMN-0502及びUMN-0501の共同事業化に関する提携契約を締結し、共同で開発を実施しております。平成25年1月には、技術導入元であるPSCが季節性組換えインフルエンザHAワクチンとして、米国食品医薬品局(FDA)より製造販売承認を取得し、「Flublok[®]」の製品名で販売を開始しております。当社のUMN-0502(アステラス製薬株式会社の開発コード:ASP7374)については、第 相臨床試験において全ての評価項目を達成したことから、平成26年5月にアステラス製薬株式会社が、インフルエンザの予防の効能・効果で、厚生労働省に製造販売承認申請を行うに至りました。また並行して、当社連結子会社である株式会社UNIGENが岐阜県揖斐郡池田町に建設したバイオ医薬品原薬生産施設「岐阜工場」(以下、「岐阜工場」という。))において、性能適格性評価(Performance Qualification:PQ)及びProcess Validation(PV)を完了、平成26年11月に医薬品の製造に必要な医薬品製造業許可を取得いたしました。また、UMN-2002においては平成26年2月に第一三共株式会社と共同研究契約を締結し、基礎研究を行っております。

バイオ医薬品受託製造事業においては、平成26年12月に、当社、当社連結子会社である株式会社UNIGEN、PSC及びバイオ医薬品原薬供給事業における共同事業者であり株式会社UNIGENの持分比率50%を保有する株式会社IHIの4社にて締結した、PSCが米国で販売しているFlublok[®]の原薬を岐阜工場より供給することの可能性検討に関する基本合意、並びに平成28年2月12日に株式会社UNIGENとPSCが締結した正式合意に基づき、平成28年4月7日(米国現地時間)に、FDAとPSCが製造所承認申請のための事前面談であるType C Meetingを実施いたしました。FDAからの指示並びに要請事項については、準備を進める過程において検討していた、PSCが保有する米国工場にて製造しているFlublok[®]原薬と岐阜工場にて試験製造したFlublok[®]原薬との品質の同等性を確認するデータをもって認可取得するという対応事項の想定範囲内でありました。平成26年5月に、アステラス製薬株式会社が、国内においてUMN-0502の製造販売承認を申請する際に、PSCが保有する米国工場で製造したFlublok[®]原薬と岐阜工場試験製造したUMN-0502原薬の品質の同等性を確認するデータを取得しているため、FDAに対する正式申請及び岐阜工場製造所認可にあたって支障はないとの認識の下、PSCと協力してFDAによる岐阜工場製造所承認に向けた正式申請準備作業を進めております。なお、Flublok[®]は、平成27年6月にPSCが、2014年-2015年シーズンに実施したFlublok[®](4価)と既承認孵化鶏卵ワクチン(4価)との有効性比較臨床試験の結果を発表、Flublok[®](4価)接種群において統計的有意差をもってインフルエンザ発症予防効果が示されております。

当社は、平成28年5月25日に新中期経営計画(注7)を公表し、UMN-0502製品供給による収益計上開始、米国内向けFlublok[®]原薬輸出事業を通じた収益拡大及び自社開発パイプライン(医薬品としての承認を得るために開発を進めている開発コードを付した医薬品候補化合物をいう。以下、同じ)の早期事業化に加え新規シーズ(将来の開発候補物質をいう。以下、同じ)の導入により、着実な利益成長を目指す目標を打ち出しました。特に利益成長を実現するために、供給機会拡大を見据えた岐阜工場生産能力の増強、米国内向けFlublok[®]原薬輸出事業実現に向けたFDAによる製造所認可対応、既存自社開発パイプラインの早期事業化及び長期的成長を実現するための新規シーズ導入等のアクションプランを確実に実行することが、新中期経営

計画の実現において重要であると認識しております。新中期経営計画達成に向け、このアクションプランを実行するため、今般、資金調達するものであります。

一方、株式会社UNIGENにおいて、岐阜工場初期建設資金の調達を目的として、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンAを組成し長期借入を行っており、また同様に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンBを組成し、岐阜工場立上げのための試験製造に係る運転資金及び岐阜工場増設工事建設資金として借入を行っております。シンジケートローンのうちローンA長期借入金については、平成27年12月30日より返済を開始しておりますが、岐阜工場増設工事建設資金の借入を実行している結果、当社グループにおける平成28年3月末現在の有利子負債残高は11,643百万円となっております。また、国内でのUMN-0502製造販売承認取得時期が想定より後ろ倒しとなっていることにより、主に岐阜工場の維持に必要な費用が発生した結果、引き続き損失を計上しております。当社連結子会社である株式会社UNIGENにおいて、平成28年3月28日開催の同社取締役会にて募集株式の発行を決議し、株式会社IHIと協力し子会社での資本増強を図ってまいりましたが、平成28年3月末時点での当社連結自己資本比率は1.7%となっております。従いまして、今後利益成長を目指す過程において、更なる財務基盤の強化を図る必要があると判断しております。

今回の調達資金は、新中期経営計画に沿った岐阜工場における生産能力増強を目的とする設備投資資金、米国向け原薬輸出事業実現のための準備資金、更なる成長機会を確保するための自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資、岐阜工場の運転資金及び借入金の返済に充当する予定であります。これにより、供給機会の拡大を通じた収益成長に大いに寄与するとともに、得られた収益を新たな開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資並びに岐阜工場の更なる生産能力増強のための設備投資に充当することによる将来収益の一層の拡大と、当社グループの持続的成長を支えるための財務基盤の強化を実現することで、企業価値を向上してまいり所存であります。

アクションプランの詳細は以下のとおりであります。

米国向けFlublok[®]原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強及びFDAによる製造所認可対応
ア．供給量拡大を見据えた岐阜工場生産能力の増強

将来において、アステラス製薬株式会社への安定供給のみならず、米国市場をはじめとする海外への原薬輸出に係る供給責任を果たすために、岐阜工場の生産能力の増強が必須となります。国内における季節性インフルエンザワクチン市場は、2015年 - 2016年シーズンの想定供給量が約6,000万接種回分となっており、また米国市場においては2015年 - 2016年シーズンの想定供給量が1.71億接種回分から1.79億接種回分となっており、合計で2億接種回分を超える市場規模であります。平成28年2月12日の米国向けFlublok[®]原薬輸出事業の正式合意に至る協議過程において、PSCから提示を受けた想定販売計画量を検討した結果、国内外市場に対する必要供給量の合計が、現状の主培養槽2基体制における生産能力である1,300万接種回分~2,000万接種回分を上回ることが明らかとなりました。医薬品はヒトの生命に直結することから、製薬企業は極めて高度な供給責任を有しております。また、当社及び株式会社UNIGENは、アステラス製薬株式会社及びPSCに対して、契約において供給義務を負っております。従いまして、国内外市場に対する供給体制を万全とするためには、遅くとも2018年度までには現状の主培養槽2基体制から4基体制とし、生産能力を2,700万接種回分~4,000万接種回分とする必要があるとの判断に至りました。医薬品原薬生産工場の場合、設備の変更等について当局の審査を経なければならないことから、追加設備投資には相応の期間が必要となります。従いまして、平成27年8月より岐阜工場生産能力増強に係る設計業務等の先行準備を行ってまいりましたが、平成28年2月12日に、生産能力増強のための設備投資を実施することについて取締役会にて決議し、増設に係る工事を開始いたしました。

イ．岐阜工場におけるFDAによる製造所認可対応

新中期経営計画の実現において、米国向けFlublok[®]原薬輸出事業は国内事業と同様に重要な事業の柱と位置付けております。今後FDAからの岐阜工場の製造所承認に向けた各種準備対応を行い、2017年 - 2018年シーズンからの原薬供給開始を目指しております。平成28年4月7日(米国現地時間)に、FDAとPSCが製造所承認申請のための事前面談であるType C Meetingを実施いたしました。FDAからの指示並びに要請事項については、準備を進める過程において検討していたPSCが保有する米国工場にて製造しているFlublok[®]原薬と岐阜工場にて試験製造したFlublok[®]原薬との品質の同等性を確認するデータをもつ

て認可取得するという対応事項の想定範囲内でありました。平成26年5月に、アステラス製薬株式会社
が、国内においてUMN-0502製造販売承認を申請する際に、PSCが保有する米国工場で製造したFlublok[®]
原薬と岐阜工場で試験製造したUMN-0502原薬の品質の同等性を確認するデータを取得しているため、
FDAに対する正式申請及び岐阜工場製造所認可に支障はないとの認識の下、岐阜工場を米国向け
Flublok[®]原薬製造所として早期に認可を取得すべく、PSC及び株式会社UNIGENが協力して正式申請に向
けた諸準備を積極的に進めていくことといたしました。

既存自社開発パイプラインの早期事業化及び長期的成長を実現するための新規シーズ導入

当社グループとして、長期的成長を果たすために継続的に自社開発パイプラインへの投資が重要となり
ます。アステラス製薬株式会社が厚生労働省に対して製造販売承認を申請しているUMN-0502、第一三共株
式会社と共同研究を実施しているUMN-2002をはじめとする自社開発パイプラインの早期事業化のために、
継続的な研究開発投資が重要となります。UMN-0502については、国内にて製造販売承認を取得するための
研究開発費用が必要であり、またUMN-2002についても、早期に共同事業化フェーズに移行するための研究
開発費用が必要であります。一方、当社グループの長期的企業成長を実現するため、既存自社開発パイプ
ラインのみならず、新規シーズの積極的な導入活動を実施してまいります。

(注) 1 HA(Hemagglutinin ヘムアグルチニン)

In Vitroにて赤血球の凝集体を作らせる働きを有する糖タンパクで、インフルエンザを初めと
するウイルスや細菌等の表面に存在する。ウイルスは、ヘムアグルチニンの働きにより、細胞
に感染する。HA 1 とHA 2 からなるモノマー(単量体)がトリマー(三量体)を形成する構造をと
る。

2 BEVS(Baculovirus Expression Vector System)

当社グループの開発パイプラインの製造プラットフォームとなる基盤技術

3 多価

季節性インフルエンザHAワクチンは、複数のインフルエンザウイルスタイプに対して予防効果
が得られるよう、複数のワクチン成分が含まれている。多価とは、複数のワクチン成分が含有
されていることを示すものである。

例えば、4価の場合、4種類のウイルスタイプに対する4つのワクチン成分が含まれているこ
とをいう。

4 H5N1

A型インフルエンザウイルス表面には、ヘムアグルチニン(HA)とノイラミニダーゼ(NA、下記(注
6)参照)があり、インフルエンザウイルスはHAとNAの種類によってHとNの番号が付される。A型
インフルエンザウイルスにおいては、HAが少なくとも16種類(H1~H16)、NAは9種類(N1~N
9)存在している。H5N1は、H5とN1の組み合わせを持つウイルス株であることをいう。

5 H9N2

(注) 4に記載するH5N1と同様に、H9とN2の組み合わせをもつウイルス株であることをい
う。

6 ノイラミニダーゼ(Neuraminidase : NA)

動物の種々の臓器、微生物、ウイルスに存在する酵素で、シアル酸を糖タンパクや糖脂質から
切り離す作用を有する。インフルエンザウイルスのもつノイラミニダーゼは、ウイルス表面に
あるHAと宿主細胞表面のシアル酸の結合を切断することで、ウイルスが細胞外に放出され増殖
することが可能となる。

7 新中期経営計画

詳細につきましては、平成28年5月25日にTD-net及び当社ホームページにて開示した「中期経
営計画策定に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEvolution Biotech Fundとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結します。

行使コミット条項

割当予定先は本新株予約権の発行日以降、原則として61取引日(概ね3ヶ月)以内(但し、下記の行使コミット消滅が生じる場合に備えて本新株予約権の行使期間は平成28年10月24日(発行日から概ね5ヶ月後)までとされており、かつ市場混乱事由が生じた場合には行使期間の末日は当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数と同数の取引日が行使期間に追加されるように、20取引日を上限として延長されます。)に、全ての本新株予約権を行使完了することをコミットしています(以下、「全部コミット」という。)。またそれに加えて、原則として12回にわたり5取引日ごとに到来する行使価額の修正日において、各修正日において100,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています(以下、「部分コミット」という。但し、割当予定先は12回の部分コミットの実行を待たずに全ての本新株予約権を行使することが可能であり、また、部分コミットを実行するにあたり、残存する本新株予約権が100,000株相当分に満たない場合、当該残存分のみが対象となります。また、市場混乱事由が生じた場合、適宜調整されます。以下本において同様です。)。かかる全部コミットと部分コミットが存在することで、当社はプログラム全体の資金調達と、一定期間毎のキャッシュ・フローの確保を両立することができます。但し、5取引日ごとの100,000株相当分以上の本新株予約権の行使コミット(部分コミット)は、それに先立つ5価格算定日の期間(以下、「コミット期間」という。)内のいずれかの取引日において取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額(下記において定義します。)の110%以下となった場合には消滅します(以下、「行使コミット消滅」という。)。なお、割当予定先は行使コミット消滅の場合にもその自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。コミット消滅が発生した場合には、6回を上限として、その時点で残存する部分コミットの最終日から5取引日後に再度、部分コミットが発生します。(以下、「再コミット」という。)各再コミットにおいて、割当予定先は他の部分コミットと同様、100,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約します。当初の部分コミットの最終日は、払込日から61取引日後の日ですが、1回目のコミット消滅が期間中に発生した際には、66取引日後の日が1回目の再コミットとなり、2回目～6回目のコミット消滅が発生した際には同様に、71～91取引日後の日がそれぞれ再コミットとなります。但し、7度目以降の行使コミット消滅が起きた場合にはさらなる再コミットは以後発生せず、また、残る部分コミットは引続き存在する一方で、割当予定先の全ての本新株予約権を行使するとコミット(全部コミット)も消滅します。上記に加えて、割当予定先によるかかる行使コミット(全部コミット及び部分コミット)は、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅するものとされています。

行使価額のリセット

本新株予約権の行使価額は、平成28年6月13日(当日を含みます。)から5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、修正日に、行使価額は、修正日に先立つ連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(以下、「基準行使価額」という。)に修正されます。但し、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義します。)を上回る場合には上限行使価額(ターゲット価格)が修正後の行使価額となり、下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初2,835円とし、「下限行使価額」は当初945円としますが、いずれかの修正日において基準行使価額が3,780円(以下、「上限撤回価額」という。)を超える場合、当該修正日における修正を含め、以降の修正に関しては上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再びその時々々の売買高加重平均価格(VWAP)を基準に算出されるようになります(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)。当該上限行使価額(ターゲット価格)、上限撤回価額及び下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

上限行使価額(ターゲット価格)、上限撤回価額及び下限行使価額は本新株予約権の本発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

買取条項

当社は、部分コミットの消滅が7回以上発生した場合、当該7回目の部分コミットが消滅した日以降いつでも、割当予定先に対して、2週間以上の事前の通知を行うことにより、本新株予約権の全部又は一部をその払込金額と同額で買い取ることができます。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の[本件第三者割当てによる調達]に記載のメリット及びデメリットがありますが、本スキームは原則として概ね3ヶ月の期間にわたり割当予定先が段階的に本新株予約権を行使することをコミットしているため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、メリットが上回っているものと判断しております。また、以下に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。従いまして、本スキームにより、当社の事業計画上で喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定いたしました。

[本件第三者割当てによる調達]

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

・メリット

短期間における確実な発行

新株式発行予定株数(1,800,000株)を、原則として61取引日期間において全株発行(全部コミット)します。

分割発行

61取引日期間内の権利行使コミットは、原則として12回のみです。各回行使に関連して「部分コミット」条項も付与されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、部分コミットによるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することが出来ます。

マーケット・インパクトの分散

公募による新株式発行を行う場合、一度に多量の株式が市場に放出されることとなるため、需給環境の悪化による株価下落と、それに伴う資金調達額の減少懸念があります。本新株予約権では、原則として60取引日期間の株価の平均値を基に分散して発行していくことにより、市場の需給環境を悪化させることなく資金調達を進めることができ、資金調達額の減少懸念を和らげることが期待されます。

株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している1,800,000株について、2,835円という上限行使価額(ターゲット価格)を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、61取引日の経過を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

株価上昇時の資金調達額の増大

修正後の行使価額が上限撤回価額を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々の時価を基準に算出されるようになります。その場合、株価が当初の水準から大幅に上昇した状態となっているため、新株予約権1個の行使による資金調達額が増大することが期待されます。

買取条項

部分コミットの消滅が7回以上発生した場合には、当社の選択により割当予定先に対して、いつでも残存する本新株予約権の全部又は一部につき、その払込金額と同額での買取りを請求することが可能です。

当該買取りに関して、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が当社の希望する水準に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、第三者割当てという形式で機動的な発行準備を行い、本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達のスタンバイが可能となります。

・デメリット

当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価上昇時の資金調達額の限界

上限行使価額(ターゲット価格)が2,835円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額はターゲット価格による調達額が当初の上限となります。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

[他の資金調達方法との比較]

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、現時点では適当な割当予定先が見つかっておらず、また見つかったとしても第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たす金額の資金調達を行うことは困難な見込みであるため、本新株予約権の発行により資金調達方法の選択肢を整備する必要があると判断いたしました。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は2期連続で経常赤字を計上しているため、取引所の規則上実施することが出来ません。

借入・社債による資金調達

当社グループは、これまでに株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンを組成、当該シンジケートローンより借り入れた資金を岐阜工場初期建設資金、岐阜工場増設資金並びに運転資金の一部に充当してまいりました。結果、当社グループにおける平成28年3月末時点の有利子負債残高は11,643百万円となっており、現状において、これ以上の借入が困難な状況にあります。また、借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の更なる低下を招く結果、企業と信に影響を及ぼす可能性があることから、他の資金調達の方法により資金調達を図らざるを得ません。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要 行使コミット条項」に記載の内容をご参照下さい。
また、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条及び17条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印した上、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書及び(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求書の提出と同日付で上記「新株予約権行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,108,600,000	16,600,000	3,092,000,000

- (注) 1. 上記払込金額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(14,400,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額3,094,200,000円)を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する登記費用10,800千円、価額算定及び調査費用5,300千円、届出書作成費用等500千円の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計3,092,000,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。

< 本新株予約権発行による調達資金 >

手取資金の使途	具体的な内訳	金額 (百万円)	支出予定時期
連結子会社である株式会社UNIGENへの投融資資金	米国向けFlublok [®] 原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強及びFDAによる製造所認対応		
	ア. 岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金	591	平成28年6月～平成29年12月
	イ. 設備投資資金の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金	900	平成28年6月～平成28年12月
	ウ. 米国向けFlublok [®] 原薬輸出事業準備関連資金	918	平成28年6月～平成29年3月
	岐阜工場運転資金	100	平成28年6月～平成28年12月
	株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシエA長期借入金の返済資金	261	平成28年6月～平成29年3月
自社開発資金	自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資資金	322	平成28年6月～平成29年3月
	合計	3,092	

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本新株予約権買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権行使を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及び行使コミット消滅が7回発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合及び調達資金が超過した場合には、上記使途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

なお、調達した資金は支払時期の早いものから順次充当してまいります。

連結子会社である株式会社UNIGENへの投融資資金

米国向けFlublok[®]原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強及びFDAによる製造所認可対応

ア．岐阜工場の生産能力増強を目的とする設備投資資金

岐阜工場生産能力の増強については、国内外市場に対する供給体制を万全とするために、遅くとも2018年度には主培養槽を4基体制に増強する必要があることから、主培養槽の増強及び排水処理設備の増強等に591百万円(税込)を充当する予定であります。

イ．設備投資資金の一部に充当することを目的として借り入れた借入金の返済資金

上記設備投資に充当することを目的として借り入れた株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシエB借入金の返済に900百万円を充当する予定であります。

なお、当社連結子会社である株式会社UNIGENの設備投資の内容については、平成28年5月25日現在、以下のとおりとなっており、投資予定金額2,592百万円(税抜)のうち、現在までに2,044百万円(税抜)を先行準備費用として自己資金及び借入金にて充当済みであります。残額548百万円(税抜)と、当該設備投資に充当することを目的として借り入れた借入金の一部返済に今回調達した資金を充当する予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 生産能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社 UNIGEN	岐阜工場 (岐阜県揖 斐郡池田 町)		組換えインフル エンザウィク チンをはじめと するバイオ 医薬品原 薬製造設 備	2,592	2,044	当社からの投融資 資金、借 入金、 リース及 び自己資 金	平成27年 8月	平成28年 12月	インフルエン ザウィクチ ン 1,300万回～ 2,000万回分 (生産能力合 計) 2,700万回～ 4,000万回分

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

ウ．米国向けFlublok[®]原薬輸出事業準備関連資金

米国向けFlublok[®]原薬輸出事業実現に向けたFDAによる製造所認可対応については、2017年度からの輸出開始を目指しておりますが、輸出を開始するためにはFDAによる製造所認可が必要となります。正式申請時期並びにFDAにおける審査期間に鑑み、遅くとも平成28年6月より試験製造を開始し、正式申請に向けたデータ取得を早期に実施するため、岐阜工場でのFlublok[®]原薬試験製造に供する原材料・資材及び水道光熱費等、試験製造したFlublok[®]原薬サンプルの各種品質データ取得費用、並びにFlublok[®]原薬輸送時の各種データ取得費用等に918百万円を充当する予定であります。

岐阜工場運転資金

主に岐阜工場における生産準備等にて発生する原材料・資材の購入を含む運転資金に100百万円を充当する予定であります。

株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシエA長期借入金の返済資金

岐阜工場初期設備投資に充当することを目的として借り入れた株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンランシエA長期借入金の返済に261百万円を充当する予定であります。

自社開発資金

自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発費用

アステラス製薬株式会社と共同開発しているUMN-0502をはじめとする既存自社開発パイプラインの早期の製造販売承認または事業化に向けた研究開発、長期的成長の源泉となる新規シーズ導入及び当該研究開発に322百万円を充当する予定であります。

以上の施策を目的に、当社は平成28年5月25日、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金や安全性の高い手法等で保管・運用する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	Evolution Biotech Fund
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	50,000米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO FUND 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、当社グループの成長基盤となる岐阜工場の生産体制整備及び強化を継続的に実施するとともに、自社開発パイプラインへの研究開発投資並びにバイオ医薬品原薬供給機会の拡大を積極的に図っておりますが、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成27年9月に当社に対して割当予定先とのあっせんを行うEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)から最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として平成27年6月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、株式会社リプロセス(平成27年8月発行、同年12月行使完了)及び株式会社メドレックス(平成27年12月発行、平成28年4月行使完了)の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、それぞれ割当てられた予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDは、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10, PMB #328 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLCの100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、1,800,000株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEvolution Biotech Fundは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fundが50,000米ドルの払込資本金を含み28,780,530米ドルの純資産を有していることを書面(平成28年4月30日時点、未監査)にて確認し、同時に保有資産の裏付けとなるプライム・ブローカーの残高証明書を確認しております。また、割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDから払込み及び行使に関して、資金が必要となった際には、EVO FUNDからEvolution Biotech Fundへ、純資産として資金の払込みがなされる旨口頭で確認しております。さらに、実際に資金需要が発生した際には、Evolution Biotech Fundからの要請を受け、EVO FUNDからプライム・ブローカーに指示が出され、同ブローカーからEVO FUND名義口座からEvolution Biotech Fund名義口座に振替がされる旨確認しております。加えて当社は、割当予定先が過去に行った第三者割当による新株予約権に関する取引において、EVO FUNDからEvolution Biotech Fundの口座に必要な資金移動が行われたことを示す金融機関の取引残高報告書コピーを入手し、適切に資金手当てがなされていたことを確認しております。なお、EVO FUNDの財産の存在については、EVO FUNDが資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるEvolution Biotech Fundの代表取締役であるマイケル・ラーチ氏及びアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券株式会社と直接、面談・ヒアリングを実施し、割当予定先が反社会的勢力等でない旨を直接確認し、Evolution Biotech Fund及びその100%出資者であるEVO FUNDと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都新宿区西新宿4-32-13 代表取締役 中村 勝彦)に割当予定先であるEvolution Biotech Fund及びその100%出資者であるEVO FUND、EVO FUNDの100%出資者であるEvo Feeder Fund、Evo Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Biotech Fund、EVO FUND及びEvo Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を

行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎 知岳、住所:東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく全部コミット及び部分コミットを完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先が新株予約権を行使する際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ7.82円~7.92円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を8円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成28年5月24日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し9.05%下回る額の1,719円といたしました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員(うち社外監査役2名)が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数1,800,000株(議決権数18,000個)は、平成27年12月31日現在の当社発行済株式総数9,581,500株及び議決権数95,779個を分母とする希薄化率は18.8%(議決権ベースの希薄化率は18.8%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。なお、当社普通株式の直近6ヶ月(平成27年11月から平成28年4月まで)の1日当たりの平均出来高は235,037株であり、直近3ヶ月(平成28年2月から平成28年4月まで)の1日当たりの平均出来高は250,147株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数1,800,000株を、割当予定先の行使コミット期間である61取引日で売却するとした場合の1取引日当たりの株数は約29,500株(直近6ヶ月平均出来高の12.6%、直近3ヶ月平均出来高の11.8%)となります。割当予定先からは市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しており、当社として株価に与える影響は限定的なものと考えております。

当社は、本新株予約権の発行により調達した資金を、米国向け原薬輸出事業実現に向けた岐阜工場生産能力の増強及びFDAによる製造所認可対応資金、自社開発パイプライン及び新規シーズへの研究開発投資費用、借入金の一部返済資金、並びに主に岐阜工場の運転資金に充当する予定であります。これらを通じて、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることで当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。したがって、本新株予約権の発行による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本プログラムに基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大1,800,000株(議決権18,000個)ですが、新株予約権の行使は、複数回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Evolution Biotech Fund	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island			1,800,000	15.82
株式会社IHI	東京都江東区豊洲3-1-1	453,250	4.73	453,250	3.98
アピ株式会社	岐阜県岐阜市加納桜田町1-1	400,000	4.18	400,000	3.52
坂本 暢子	島根県雲南市	388,300	4.05	388,300	3.41
坂本 寿章	島根県雲南市	266,800	2.79	266,800	2.34
アステラス製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2-5-1	262,600	2.74	262,600	2.31
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	178,500	1.86	178,500	1.57
MLPFS CUSTODY ACCOUNT (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	THE CORPORATION TRUST COMPANY CORPORATION TRUST CENTER 1209 ORANGE ST WILMINGTON DELAWARE USA (東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング)	149,000	1.56	149,000	1.31
株式会社IHIプラントエンジニアリング	東京都江東区豊洲3-1-1	141,800	1.48	141,800	1.25
坂本 クニエ	島根県雲南市	136,900	1.43	136,900	1.20
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3-11-1)	120,300	1.26	120,300	1.06
計		2,497,450	26.07	4,297,450	37.77

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年12月31日現在の株主名簿上の株式数及び議決権数により作成しております。また、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

2. 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主(平成28年5月24日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く。))の所有議決権数の割合については、平成27年12月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年12月31日時点の総議決権数(95,779個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(18,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

4. 割当予定先であるEvolution Biotech Fundの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。Evolution Biotech Fundより、本新株

予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、Evolution Biotech Fundが本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第12期、提出日平成28年3月30日)及び四半期報告書(第13期第1四半期、提出日平成28年5月13日)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年5月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年5月25日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期)提出日(平成28年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成28年5月25日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成28年4月1日提出)

1 提出理由

当社は、平成28年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、平野達義、中田文久、橋本裕之、成清勉の4氏を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、高木淳一、加藤久満、加藤凱信の3氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案					
平野 達義	57,853	1,699	0	(注)	可決 95.72
中田 文久	58,351	1,201	0		可決 96.55
橋本 裕之	58,335	1,217	0		可決 96.52
成清 勉	58,374	1,178	0		可決 96.58
第2号議案					
高木 淳一	58,979	586	0	(注)	可決 97.58
加藤 久満	58,918	647	0		可決 97.48
加藤 凱信	58,777	788	0		可決 97.25

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	平成28年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期 第1四半期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日	平成28年5月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月29日

株式会社 UMNファーマ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢 志 元 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UMNファーマ及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社UNIGENが保有する岐阜工場に関する追加設備投資を決議している。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である株式会社UNIGENは、平成28年3月28日の取締役会決議に基づき、同日に保証委託契約変更覚書を締結している。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である株式会社UNIGENは、平成28年3月28日開催の株主総会において、第三者割当による新株式発行を決議している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社UMNファーマの平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社UMNファーマが平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月29日

株式会社 UMNファーマ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢 志 元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UMNファーマの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月13日

株式会社UMNファーム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファームの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社UMNファーム及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。